平成２５年（フ）第２３２号
山梨県甲府市和戸町1109番地３
破産者　長江　幸弘
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３４号
京都府京丹後市久美浜町三谷1736番地
破産者　安達木材株式会社
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第１９７号
群馬県伊勢崎市日乃出町448番地
破産者　株式会社アイホーム
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１４号
千葉県東金市下武射田1940番地８
破産者　シトウ設備株式会社
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１０４号
千葉県銚子市春日町2272番地の７
破産者　有限会社片山トラック
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第４１８号
東京都昭島市郷地町３丁目14番19号
破産者　フロークリエイト株式会社
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第９２２号
東京都町田市能ヶ谷７丁目28番24号
破産者　岩井　　玄
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５５３号
東京都清瀬市元町１丁目19番14号浪花荘
破産者　吉田　久子
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６８３号
横浜市緑区十日市場町831番地15
破産者　有限会社朝岡商事
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２７号
新潟県長岡市脇野町2015番地
破産者　株式会社まるや君が代
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第４６号
滋賀県彦根市中藪町653番地22
破産者　有限会社ブラックジャック
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第８５５号
福岡市東区二又瀬新町４番27号
破産者　濱田　吉則
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５２５号
広島市安佐北区可部８丁目19番６―201号
破産者　江川　明弘
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６１０号
福岡市城南区田島２丁目24番５号
破産者　伊藤　　洋
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８３号
長野市中越２丁目43番22号
破産者　新保　雄一
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８４号
長野市中越２丁目43番22号
破産者　新保八重子
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９０５号
福岡市西区小戸４丁目３番39―302号
破産者　入江　正一
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２５１７号
京都府舞鶴市字行永2037番地、開始決定時の住所札幌市清田区里塚１条２丁目18番８号
破産者　西山　正一（旧姓吉田）
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９５５号
札幌市南区石山２条６丁目１番７号　第５大洋コーポ201号
破産者　若狭　利夫
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１６号
埼玉県越谷市大字大道762番地　セレノ204、旧住所埼玉県越谷市大字下間久里1107番地14
破産者　植原　　学
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２３３号
山梨県甲府市和戸町1109番地３
破産者　長江　直美
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係